

市川町民限定

令和8年度 市川町

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して
省エネ性能の高い家電購入を支援します！

省エネ家電購入支援事業補助金

購入（設置）期間 令和8年 5月 1日（金）～ 9月30日（水）

申請受付期間 令和8年 5月 11日（月）～ 10月 9日（金）

※予算上限額に達した場合は、期間内であっても受付を終了します。

申請状況については、町のホームページでお知らせします。



予算には上限がありますので、申請状況をご確認の上、購入していただくようお願いいたします。

対象家電	エアコン (壁掛け用) 	冷蔵庫 又は冷凍庫 	LED照明機器 
目標年度	2027年度	2021年度	LED以外からLED への買替えが対象
省エネ基準 達成率	100%以上		
対象	新規購入 買替え	買替え	買替え

※新品（未使用品）への買替えに限ります。以下で「冷蔵庫又は冷凍庫」は「冷蔵庫等」と表記します。

※国内の実販売店又は事業所での購入が対象で、インターネット等通信販売での購入は対象外です。

補助金額 補助対象経費の **50%**（※千円未満切捨て）

補助金額上限 **5万円**（対象経費総額5万円以上から申請可能です。）

※複数品目、複数台の家電を購入した場合も合算して申請することができます。

申請可能回数 **1世帯につき1回まで**

申請方法 **窓口受付**（郵送は不可）

または、市川町内の申請代行が可能な販売店又は事業所

【申請場所・問い合わせ先】

市川町役場 住民環境課（神崎郡市川町西川辺165の3）

TEL 0790-26-1011（直通）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

市川町内で申請代行を希望される販売店又は事業所は「住民環境課」までご連絡ください。

（裏面をご覧ください。）

1 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、省エネ家電購入事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。

(1) 補助対象製品の本体購入費 (2) 設置工事費 (3) 消費税及び地方消費税

※家電リサイクルに係る費用、延長保証料、付属品、配送料、手数料等購入に付随する経費は対象外とします。割引クーポン、各種ポイント、商品券、市川町が発行する市川町地域商品券「市川 Pay season7」等を使用して購入した場合は、それら相当額を差し引いた後の額を申請対象額とします。

2 省エネ基準達成率の確認方法（LED照明機器を購入した場合を除く。）

対象となる製品かどうかは、購入店舗で製品ごとの「統一省エネラベル」や「省エネ型製品情報サイト」で最新の情報をご確認の上、ご購入ください。



●目標年度
対象の家電について、
上記目標年度になっているか

●省エネ基準達成率
100%以上になっているか

省エネ型製品
情報サイト



最新の情報は
こちらから

3 補助対象者（他にも条件がありますので、詳しくは町ホームページに掲載の交付要綱をご確認ください。）

- 申請をした日において市川町内に住所を有し、かつ、令和8年5月1日から同年9月30日の期間内に、自らが居住している住宅に補助対象製品を設置する者（自己が居住している共同住宅に対して工事を行う場合には、所有者の了解を得ている場合に限る。）
- 町税等を滞納していないこと
- 国、県、その他の団体から同種の補助金等の交付を受けていない者

4 補助金の交付申請及び請求に必要な提出書類

- 市川町省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）※押印が必要
- 省エネ家電の購入に係る領収書等の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの（購入日、購入店名、購入製品名又は型番、購入費用（支払明細の記載等補助対象経費が確認できるもの））
- メーカーが発行した補助対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し
- 家電リサイクル券の排出者控の写し（エアコン及び冷蔵庫等の買替えの場合に限る。）
- 設置前の写真（LED照明機器への買替えに限る。）
- 設置後の写真
- 補助対象家電の省エネ基準達成率が100パーセント以上であることが分かる書類の写し（エアコンの買替え若しくは新設又は冷蔵庫等の買替えの場合に限る。）
- 申請者本人確認書類の写し（住民票の住所と一致していること）
- 補助金の振込先通帳等の写し（銀行名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの）※申請者本人名義の口座に限る。
- そのほか、町長が必要と認める書類

※事務手続き上、補助金交付申請書の提出から振込までに1~2ヵ月程度かかります。

※交付要綱・申請書兼請求書は、市川町住民環境課窓口で受け取るか、町ホームページ内の専用ページからダウンロードしてください。